

議会改革推進委員会 会議録

開催日	令和6年2月13日（火）
会議時間	午前11時00分 ～ 午前11時20分
開催場所	第三委員会室
出席委員等	[委員長] 平野 裕子 [副委員長] 山本 英司 [委員] 三井 義文, 稲田 敏昭, 齋藤 寛之, 押木 孝和, 木崎 俊行, 伊藤 とし子, 村田 穰史
	[オブザーバー] 議長 岡村 芳樹
欠席委員等	なし
委員外委員	齋藤 明美
説明のため 出席した者の職氏名	なし
議会事務局	[局長] 三須 裕文 [次長] 宮崎 由美子
	[書記] 飯野 明, 秋葉 昌輝
協議事項	(1) オンライン委員会の実施方法について (2) 次回の日程について

【決定事項】

- (1) 正副委員長の互選・表決方法について
以下のように運用することとする。
 - ① 表決（簡易、挙手）は、委員会室にいる委員とオンライン出席委員とを同時に行う。
 - ② 表決の際に、オンラインによる方法での通話が確認できない場合、表決に加わることができない。
 - ③ オンライン委員会では、投票による表決及び選挙は行わない。
- (2) 秩序保持・除斥等について
オンライン委員会における除斥や秩序保持に関する措置としては、「映像と音声を遮断する」運用とすることとする。
- (3) 次回の協議内容について
 - ① 動議等の提出について
 - ② オンライン出席委員の責務について
- (4) 次回日程
令和6年3月22日（金） 予算審査特別委員会終了後

動議等の提出・オンライン出席委員の責務について

【次回の協議事項に関する事務局説明】

- 委員会における、修正案等の動議の提出について、オンラインで出席している委員の提出方法を定めておくべき。
- 会議規則第150条に規定がある委員が委員長の許可を得て資料等の印刷物を配布する取扱いについて、オンラインで出席している委員の方法等を定めておくべき。

(参考) 佐倉市議会会議規則（抜粋）

(委員の議案修正)

第98条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第150条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

- オンライン委員会を実施するにあたり、情報セキュリティ対策を適切に講じること、オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外を入れないこと、委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにする必要があることなどが、総務省行政課長通知（令和2年4月30日）で示されている。オンライン出席委員の責務として規定に明記すべき。
- その他に、オンライン出席委員の責務として明記した方がよい規定があれば併せて検討いただきたい。（委員会開会前における事務局職員との通信状況の確認など）

(参考) 総務省行政課長通知（令和2年4月30日）抜粋

(略) 現に会議室にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、議事の公開の要請への配慮、議員の本人確認や自由な意思表示の確保等に十分留意するとともに、情報セキュリティ対策を適切に講じる必要がある。(略)

以上の事柄についてご協議いただきたい。

【主な意見】

- オンライン委員会開催時の会議録作成のための録音については、どのような方法で行うか決めなくていいのか。例えば Zoom だとレコード機能がある。オンラインだと音声が入ることが多い。
⇒（委員長）会議録作成のための記録媒体等についての検討は事務局にお願いしたい。

以上のとおり会議要録を作成し、ここに署名する。

委員長 平野 裕子